KOYAMA ACCOUNTING OFFICE

KOA 宝 INFORMATION

税理士法人　小　山　会　計

〒386-0005　長野県上田市古里６９２－２
ＴＥＬ　：　０２６８－２２－７６１５
ＦＡＸ　：　０２６８－２２－７６１７
Ｅ－ｍａｉｌ：　koa-g@tkcnf.or.jp
ＵＲＬ　：　http://www.koa-g.com/

2019’ 1月

11日発行

2019年2月の予定

・決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付(28日迄)
・贈与税の申告開始(2/1～3/15迄)
・所得税確定申告開始(2/16～3/15迄)
・固定資産税及び都市計画税第4期分の納付

2019年3月の予定

・30年分所得税の確定申告及び納付又は確定損失申告
・所得税第3期分の延納の届出
・所得税の青色申告の承認申請
・贈与税の申告及び納付　(以上の期限15日迄)
・個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告及び納付(31日迄)
・個人住民税、個人事業税の申告
・個人の事業所税の申告及び納付　(以上の期限15日迄)

2019年2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

2019年3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※■は事務所全体が休みです

謹んで新年のごあいさつを申し上げます
本年もどうぞよろしくお願いいたします

税理士法人 小山会計　職員一同

新年のごあいさつ

税理士法人　小山会計
会長　小山　秀典

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様にはご健勝にて輝かしい新春をお迎えになられたことと存じます。

昨年は、いろいろとお世話になりました。

本年も、皆様にとって健康で明るい年でありますよう、心よりご祈念申し上げます。

2019年 新年のごあいさつ

税理士法人　小山会計
代表　小山　秀喜

皆様、新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、何かと大変お世話になりました。当税理士法人職員一同、心より御礼申し上げます。

昨年は数々の災害や事件が起こり、非常に先の見えない混沌とした世の中になってきているように思えます。そして、ここに来て、これまで続いてきた好景気が後退しそうな気配も感じられます。そこに本年１０月から、いよいよ消費税が１０％に増税されます。

しかし、色々なことがありましても、新年を迎えると気持ちが新たになり、すべて一からスタートできる気がします。この意識が非常に大切なのではないでしょうか。

我々日本人は、危険の前触れを感知する能力に長けた民族です。時代の変化とともに変わりゆく物事を、古くから培ってきた気質、文化を鑑みて、本来の日本人の心で改めてゆくことが大切だと思われます。

経営者の皆様方におかれましては、大変な経営環境に遭遇されることが予想されますが、是非ともこの試練を乗り越えられますことを、心よりお祈り申し上げます。

「一燈を提げて暗夜を行く　暗夜を憂うること勿れ　ただ一燈を頼め」（佐藤一斎　言志四録より）

私ども会計事務所も、経営者の皆様のお役に少しでも立てるように努力する所存でございます。

本年も皆様方にとりまして、どうかよい年になりますことを、職員一同、心よりご祈念申し上げます。

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、旧年中大変お世話になり、心より感謝申し上げます。

内閣府は昨年１２月に、景気拡大が高度成長期に４年９か月続いた「いざなぎ景気」を上回り、戦後２番目になったことを正式に認めました。今年まで続けば、戦後最長となる模様ですが、ただしこれは、景気拡大の長さの話であり成長の大きさではありません。「いざなぎ景気」が年平均成長率１０％を超えたのに対し、今の景気拡大の平均成長率は１％台で、実感が乏しいのは当然だと思います。

今年は人手不足や米中貿易戦争（５G時代の覇権争いも含めて）の影響で、景気の動向も不安視される中、４月からは働き方改革（有給休暇の強制消化と労働時間規制の中で、賃金はアップする）が実施され、１０月からは消費税アップ（それに伴う軽減税率の適用とキャッシュレス決済の検討）、さらに AI・IOT 社会への流れの中で経済・社会環境が大変革することだけは明確であり、いつ何がどう変わっていくのかは予測の域を出ません。そんな環境の中を、中小零細企業経営者が生き残るためのヒントとなりそうなポイントを見つけたので紹介します。

「千年、働いてきました」（角川書店　野村進 助教授 著）の中で、老舗企業大国である日本の長寿企業の共通点が５つ挙げられています。第一に、同族経営ではあっても企業存続のために、よそから優秀な人材を取り入れることに躊躇しない。第二に、老舗であっても柔軟性と即応性に富んだ「動」の組織であり、時代の変化に対応している。第三に、創業以来の家業の「ここだけは譲れない」という部分は頑固に守り抜いている。第四に、分をわきまえ本業の一線だけは崩さない。最後に、公正と信頼の「町人の正義」の実践です。

今年も難しい舵取りが要求される地元中小零細企業の経営者の皆様のお役に少しでも立てるよう、私ども会計事務所一同、誠心誠意努力する所存でございます。本年が皆様にとりまして、輝かしい年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

税理士法人　小山会計
専務　小山　宏幸

2019 各専門室より新年のごあいさつ

M&A等アドバイザリー専門室

2018 年は経営者の方から多数のご相談をいただき、ありがとうございました。事業承継も含め多種多様な相談に対応をさせていただき、M&A を含む事業承継等の相談の重要性を改めて痛感しております。2019 年のテーマで見ますと、「後継者問題や従業員の確保の問題」等大きな経営課題があるように感じられます。これらの経営課題を解決する手段の一つとして、事業承継対策や M&A 等のご相談がございましたら是非ご連絡ください。

相続手続支援専門室

昨年も生前の相続対策や相続税について多くの御相談をいただいた一年となりました。相続について漠然としたお悩みを長年抱えたお客様と相談を重ねていく中で、御自身の現状を把握し解決の糸口を見つけていくお手伝いを、本年も引き続き取り組んで参ります。その一環として、本年より「相続・贈与・遺言　なんでも相談の日」として奇数月の最終水曜日にお気軽にご相談いただける相談日を設けます（詳しくは、今回同封のパンフレットをご参照ください）。

死去後の相続手続や生前の相続対策、ご家族への財産の贈与や遺言の作成等、よもやまのお話を個別に御相談いただくものです。御自身だけでなく、ご家族・ご近所の方、また会社の従業員の皆様など幅広く御相談いただける機会になればと思いますので、どうぞお気軽にお声掛けください。本年もよろしくお願いいたします。

医業支援専門室

昨年中は大変お世話になりました。メンバー一同心より感謝申し上げます。年々進む高齢化、膨らみ続ける医療費、そして深刻な人手不足。医療、介護を取り巻く環境はますます厳しくなってきています。経営の舵取りが非常に難しい時代にあっても、皆様より真に必要とされる存在となるべく一層精進する所存ですので、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

リスク対策室

今年は年号が変わり、社会にも大きな変化があるのでしょうか。労働力を外国人に頼る等、私たちを取り巻く環境も大きく様変わりしそうな予感がしますね。リスクへの対応もより自己責任が求められる時代となり、これまでの「万が一」から「長生きリスク」等、多方面からの検討が必要となりそうです。リスク対策室では、引き続き皆様の不安解消のお手伝いをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

東アジア進出支援室

旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。昨年末に、外国人労働者受け入れ法案が可決され、外国人の受け入れも拡大する方向になり、対応する税制も複雑になっております。また、国際的な取引も益々活発になり、国際税務分野も身近なものになってきております。当室といたしましても幅広く情報収集し、研鑽して参りますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

農業会計室

旧年中は大変お世話になりました。最近、お客様とお話をしていて、日本の農業を支えてこられた方々が段々とお年を召されて、事業を子供に承継したいとか、子供がいないので誰かに買い取ってもらえないかといったご相談が増えてきているように感じます。私たち農業会計室のメンバーもさらに勉強に励み、また他の専門室と連携しながらサポート体制の強化を図り、経営者の皆様が抱える様々な悩み事が少しでも軽くなるように、そして夢の計画が現実の計画となるようにお手伝いさせていただきますので、本年もよろしくお願いいたします。

リスク対策室より

三大疾病に備える保険とは？

旧年中は大変お世話になりました。本年もよろしくお願いいたします。
新年早々で恐縮ですが、今回は「三大疾病」についてのお話しです。

◆三大疾病とは

ご存知の通り、

がん・急性心筋梗塞・脳卒中　です。

日本人の死因の約53%と言われています。

また、高齢になるほど多くなっています。

（右のグラフをご覧ください）

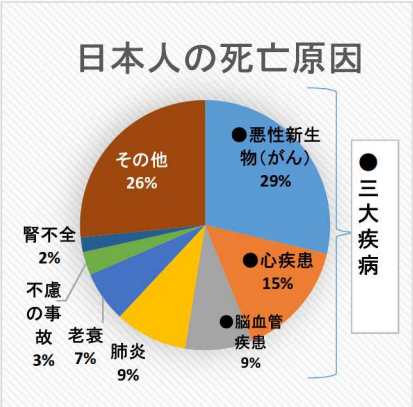

出典：厚生労働省「平成27年人口動態統計」

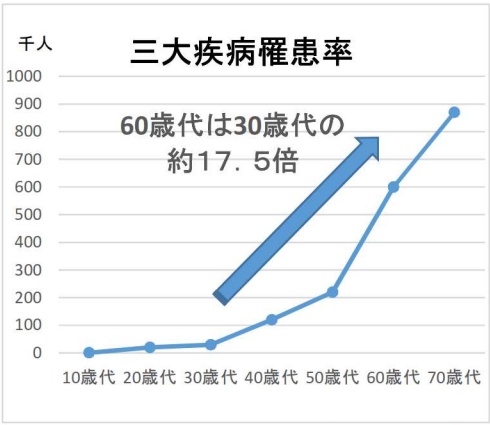

出典：厚生労働省「平成26年患者調査」

◆経営者が三大疾病のリスク

病気自体も怖いものではありますが、

万が一経営者に起こったとすると、

×治療のために就業不能
×事業業績への影響
×対外的信用の低下

等々、事業に対するダメージは小さくないのではないでしょうか。

◆従来の保険だと

ところで、皆さんは会社でも個人でも、なにかしら生命保険に加入されていると思いますが、

万が一、三大疾病にかかった場合に、どのような保障（給付）が受けられるかご存知でしょうか？

一般の生命保険は死亡・高度障害のみの保障なので、三大疾病罹患だけでは保障されません。

入院特約等が付加されていれば入院・手術に対する給付がありますが、保障額は多くない（数十万円程度）です。

がん保険に加入されている場合、がんでの給付はありますが、心疾患・脳血管疾患は保障の対象外です。

上記のような三大疾病に対する備えとして、果たして万全といえるでしょうか？

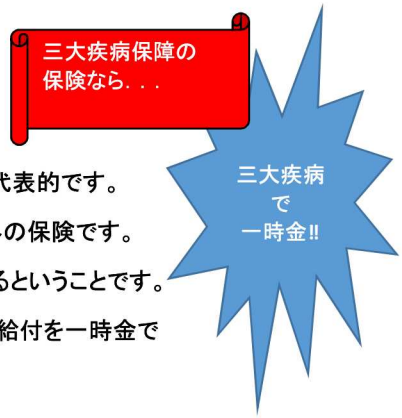

◆三大疾病保障の保険とは

このような場合に効果的なのが、今回ご紹介する三大疾病保障保険です。

商品の名前は保険会社によって異なりますが、「生前給付保険」や「特定疾病保障保険」が代表的です。

がん・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になったときに保険金が支払われるという仕組みの保険です。

商品によっては、死亡保険金と同額の保障があります。数百万円から数千万円が保障されるということです。

要は重大な病気になって、経営者自身も会社もピンチな時に生前（生きているうち）に大きな給付を一時金で

受け取れるので、そのお金を事業の建て直し、治療費等に役立てるというものです。

◆保険商品の例（支払要件は抜粋です。詳しくは生命保険会社にご確認ください。）

		A社の例	B社の例
商品名		生前給付保険	特定疾病保障保険
保障額		200万円～1億円	200万円～2000万円
支払要件	がん	がん診断	がん診断
	急性心筋梗塞	60日の労働制限	60日の労働制限または手術
	脳卒中	60日の後遺症	60日の後遺症または手術

保険会社で内容は異なりますが、最大で1億円という大きな額の保障です。いずれの会社でも定期型と終身型から選べます。
経営者に万が一、三大疾病が発生したとき、経済的損失をカバーする効果が得られる保険です。
個人でも法人でも契約できますので、経営者本人が被保険者となり、会社が契約者となって保険料を負担できます。

◎今回ご紹介の三大疾病保険は、まだまだ加入率が低いのが現状です。経営者様のリスク対策を考えるときとりわけ重責を担っている経営者様にとっては事業を防衛するのに大変効果的で意味のあるものですので加入を検討されてはいかがでしょうか。お問い合わせは、リスク対策室までお願いいたします。

経営情報

2019年1月号

業種別にみる年次有給休暇の取得状況

働き方改革関連法の成立により、年次有給休暇（以下、有休）の取得に関する改正が行われます。ここでは2018年10月に発表された厚生労働省の調査結果※などから、業種別に有休の取得状況をみていきます。

年5日の取得義務化

働き方改革関連法の成立により2019年4月から、有休の日数が10日以上の労働者に対して、有休のうち5日については、付与日から1年以内の期間に、何らかの方法によって取得させなければならなくなります。

現状、有休は1年に何日くらい取得されているのでしょうか。上記調査結果などから、直近3年間の有休の付与・取得日数などを業種別にまとめると、下表のとおりです。

労働者1人平均取得日数は9.3日

全体の平均である調査計をみると、2017年の労働者1人平均付与日数は18.2日で、16年と同じでした。労働者1人平均取得日数は9.3日で15年、16年に比べて増えています。労働者1人平均取得率は51.1％で、直近3年間では初めて50％を超えました。

自社の有休取得状況を確認し、改正の要件に満たない従業員がいる場合は、4月からの改正に対応をしていく必要があります。

業種別労働者1人平均年次有給休暇の取得状況（日、％）

産業	労働者1人平均付与日数			労働者1人平均取得日数			労働者1人平均取得率		
	2015年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年
調査計	**18.1**	**18.2**	**18.2**	**8.8**	**9.0**	**9.3**	**48.7**	**49.4**	**51.1**
鉱業,採石業,砂利採取業	18.0	18.3	18.4	10.4	10.4	11.6	57.7	57.0	62.9
建設業	17.8	18.1	18.2	6.8	6.9	7.0	38.2	38.0	38.5
製造業	18.8	19.0	18.8	10.4	10.7	11.0	55.4	56.2	58.4
電気･ガス･熱供給･水道業	19.4	19.5	19.5	13.8	14.0	14.2	71.3	71.8	72.9
情報通信業	19.3	18.9	19.2	10.7	11.2	11.5	55.5	58.9	59.8
運輸業,郵便業	17.7	17.7	18.1	8.5	8.6	9.3	48.2	49.0	51.4
卸売業,小売業	18.0	18.3	18.2	6.4	6.4	6.5	35.5	34.9	35.8
金融業,保険業	19.4	20.3	19.3	9.5	10.4	11.2	49.0	51.5	58.3
不動産業,物品賃貸業	17.4	17.8	17.2	7.1	7.8	8.6	40.9	43.7	49.9
学術研究,専門･技術サービス業	18.6	18.1	18.4	9.6	10.4	10.1	51.6	57.6	54.7
宿泊業,飲食サービス業	16.0	16.5	16.1	5.2	5.4	5.2	32.6	32.8	32.5
生活関連サービス業,娯楽業	15.7	16.9	18.3	6.2	6.6	6.7	39.4	38.9	36.5
教育,学習支援業	18.5	18.8	18.6	7.6	7.0	8.0	41.0	37.2	43.3
複合サービス事業	19.5	19.4	20.1	12.4	12.5	13.0	63.7	64.6	64.7
サービス業（他に分類されないもの）	16.8	17.0	17.3	8.0	8.5	9.5	47.9	49.9	54.8

厚生労働省「就労条件総合調査」より作成

付与日数は、繰越日数を除きます。取得日数は、1年間（もしくは1会計年度）に実際に取得した日数です。取得率は、取得日数計／付与日数計×100（％）です。

（※）厚生労働省「就労条件総合調査　結果の概況」
常用労働者30人以上を雇用する民営企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業を対象とした調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23c.html

職員コラム

「決算書について」

森川 宜彦

毎月決算書作成のために数字をまとめていると、「弊社の私以外の担当者がまとめるとどうなるのかな？」と、ふと考えることがあります。

しかし、他の担当者がまとめれば、決算書は100％異なるものになります。それは、会計が法律で決まっておらず、あくまで慣習を基に作られたルールであることなどが理由です。私は会計の勉強をしていく中で、会計が慣習をもとに作られたルールに基づいていることに最初は凄く違和感がありました。ただ、会計の実務を行うと、会計が慣習によるという意味が徐々に理解できるようになりました。

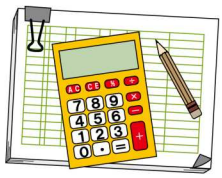

非常に分かりにくい話ではありますが、会計は2つの法律によって定められています。

1つ目は会社法、2つ目は金融商品取引法です。会社法はすべての会社を対象としており、金融商品取引法は上場会社を対象としています（今回の日産事件は、後者の金融商品取引法で定められた基準と異なった表示を行ったことにより、事件となりました）。基本的に監査の対象となる上場会社でなければ会社法の対象であり、1949年に公表された企業会計原則を基準に決算書を作成することとなります。企業会計原則は、①真実の報告を行うこと②適正な会計処理を行うこと③損益と資本を分けること④適正開示を行うこと⑤継続的に記帳を行うこと⑥慎重な判断において会計処理を行うこと⑦表示形式は多様で良いが、信頼しうる会計記録であること⑧重要性が乏しいものについては簡便的に行ってよいこと等が定められています。

よって、なぜ会計科目を詳しく区分しているかといえば、決算書は会社の内容、結果を利害関係者に報告するために作成するものなので、決算書を見たときにその正しい数字でその数字の内容や原因を理解することができるように行っていると言えます。今年は昨年に比べて水道光熱費が増加していれば、何が原因なのかは会計科目を区分していれば分析することができます。

しかし、決算書は会社の成績を数字で抽象的に表したものですが、決算書だけで実際の会社の状況を表すことができるかというと、必ずしもそうではありません。決算書を見ながら、なぜ増減したのか、この科目で良いのか、この経費が多いのはなぜなのかなどの情報が組み合わされて、ようやく会社の状況を表すことになります。例えば、消耗品費が多いと指摘された場合も、消耗品をあえて未来の投資のために試験的に購入している場合は、消耗品費がその年に多くても問題がないという結論に行きつくこともありえます。

その意味で、決算打ち合わせ等で私共がお伺いした際に、お客様と一緒に決算書の数字を見ながら様々な情報を追加する作業が大切だと感じています。時には、現在の会社の状況を表すために使用している会計科目の変更を検討することも必要です。あくまでも会計は、会社の状況を表すためのものなので、最終的に、会社の状況を適切に判断することのできる最新の情報に落とし込むことができるかが重要なのだと思います。

本年も宜しくお願い申し上げます。

編　集　後　記

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。「己亥」の亥年である今年は、今現在の状況を維持し、守りの姿勢に徹した方がよい年だそうです。次のステージへ向かう為の準備の一年といえそうですね。亥年生まれの人は、勇気があり辛抱強く何事も最後までやり遂げる意志の強さがありますが、反面、頑固で厳しい物言いをすることもあるそうです。本年も何卒宜しくお願い申し上げます。（編集担当　荻原）